

基本目標3 誰もが人権を尊重され、また健康的に暮らせる社会の実現

施策の方針6 人権尊重に向けた広報・啓発及び教育

① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和4年度事業概要	所管局	課等	備考
1	6	1	女性に対する暴力をなくす運動	◆「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）において、市民しんぶんや市役所、区役所・支所におけるパネル展示等を通じた広報啓発活動を実施する。 ◆期間中、京都府や児童虐待の部署との連携により啓発を行う。 ◆ウィングス京都のパープルリボン月間においてパネル展示等を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
2	6	1	交際相手等からの暴力に関する若年層への啓発の推進	◆「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）を中心に若年層を対象としたパネル展示や啓発冊子の配布を行う。 ◆平成28年度に制作した、中学生及び高校生等を対象としたDVDの使用を働きかけ、若年層におけるデートDVの啓発を実施する。 ◆中学校や高校に専門講師を派遣し、生徒や教師に対してデートDV予防講座を実施する。 ◆KYO-DENT（「大学のまち京都・学生のまち京都」アプリ）を活用し、大学生に向けた情報を発信する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
3	6	1	男女共同参画センター「情報提供事業」	◆啓発誌「男女共同参画通信」等の作成・配布を行うほか、ウィングス京都のホームページやメールマガジン等において男女共同参画に関する様々な情報を提供する。 ◆図書情報室における男女共同参画に関する資料の収集・提供を行うとともに、市図書館との連携・協働により、各図書館において、図書情報室の専門性をいかした男女共同参画に関する企画展を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	
4	6	1	人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行	市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を年2回発行する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
5	6	1	男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣	企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ（公財）京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、「男女共同参画データブック」等を活用し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する（男女共同参画センター内でも定期開催）。 ◆テーマ ・男女平等教育 ・子育て ・真のワーク・ライフ・バランス ・DV ・セクシュアル・ハラスメント ・防災 ・LGBT等の性的少数者	文化市民局	共生社会推進室	再掲
6	6	1	「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発	各種媒体やポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB/令和元年度にリニューアル）を活用し、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する企業の取組等の「見える化」を図る。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
7	6	1	「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進	「真のワーク・ライフ・バランス」について考えていただくための機会づくりのためにSNS等を通じて実践写真を募集するとともに、各区ふれあいまつり等への啓発ブース出展や、家事・育児・介護等への男性の参加を促進するための講座等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図る。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
8	6	1	男女共同参画センター「学習・研修事業」	男女共同参画に関する基礎的な内容を学ぶ講座や、男女共同参画の視点を持った生涯学習に関する講座、大学・企業等との連携講座を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
9	6	1	企業向け人権啓発講座の開催	企業に社会的責任（CSR）の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組んでもらえるよう、講座の開催を通じて周知・啓発を行う。	文化市民局	共生社会推進室	

10	6	1	図書館サービスの提供	市図書館では、各図書館から全館の蔵書検索・予約・取り寄せ・貸出・返却が行えるなど、全館がひとつの図書館として機能するが行えるシステム「京・ライブラリーネット」が整備されている。さらにはまた、インターネットによる蔵書検索・予約を可能とするなど、便利で充実したサービスを提供するとともに、レファレンス（相談・調査業務）等による様々なニーズに対応する情報提供を行っており、これらの機能を活用した関連情報の提供等を行っていく。加えて、令和元年度から継続してウィングス京都図書情報室との連携のもと、各図書館において、男女共同参画の更なる啓発を目的とした企画展示を実施する。	教育委員会	生涯学習部 施設運営担当	
					教育委員会	各図書館	
					文化市民局	共生社会推進室	
11	6	1	家庭での家事・子育て、仕事、地域活動など、女性の様々な“輝き方”の情報発信	家事・子育て、仕事、地域活動などにおいて女性などが活躍する姿をホームページ「住むなら京都（みやこ）」で発信するとともに、子育てや様々な活動に役立つ情報も併せて発信する。	総合企画局	総合政策室 (SDGs・市民協働 推進担当)	

② 男女共同参画に関する調査・研究の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和4年度事業概要	所管局	課等	備考
12	6	2	男女共同参画センター「調査研究事業」	男女共同参画の現状を分析し、市民に提供する「京都市男女共同参画データブック」を発行するほか、京都市の男女共同参画推進における課題を検討分析し、市民ニーズを把握することで、施策の検討等に京都市の特性を活かせるよう調査研究を行う。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
13	6	2	女性の人権問題の研究	世界人権問題研究センターにおいて、女性の人権について、労働、教育、歴史、宗教、法律などの分野にわたり学際的な視点から共同研究を行い、あわせてアジアの女性の人権と開発についても、調査研究を行う。	文化市民局	共生社会推進室	

③ 京都市男女共同参画センター(ウィングス京都)を拠点とした啓発

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和4年度事業概要	所管局	課等	備考
14	6	3	男女共同参画センター「情報提供事業」	◆啓発誌「男女共同参画通信」等の作成・配布を行うほか、ウィングス京都のホームページやメールマガジン等において男女共同参画に関する様々な情報を提供する。 ◆図書情報室における男女共同参画に関する資料の収集・提供を行うとともに、市図書館との連携・協働により、各図書館において、図書情報室の専門性をいかした男女共同参画に関する企画展を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
15	6	3	男女共同参画センター「学習・研修事業」	男女共同参画に関する基礎的な内容を学ぶ講座や、男女共同参画の視点を持った生涯学習に関する講座、大学・企業等との連携講座を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
16	6	3	男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣	企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ(公財)京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、「男女共同参画データブック」等を活用し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する(男女共同参画センター内でも定期開催)。 ◆テーマ ・男女平等教育 ・子育て ・真のワーク・ライフ・バランス ・DV ・セクシュアル・ハラスメント ・防災 ・LGBT等の性的少数者	文化市民局	共生社会推進室	再掲

④ 学校や地域、家庭が一体となった教育の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和4年度事業概要	所管局	課等	備考
17	6	4	地域コミュニティ活性化施策の推進	「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」及び「地域コミュニティ活性化ビジョン」に基づき、地域コミュニティサポートセンターによる支援や各種啓発活動、地域活動支援（助成）など、地域住民が主体となって進める活動を支援する。	文化市民局	地域自治推進室 （地域づくり推進担当）	再掲
18	6	4	学校における男女平等教育の推進	男女平等に関わる教育の視点からの教育活動の見直し及び校内研修の実施を推進するとともに、人権教育に関する教職員研修の充実を図る。	教育委員会	学校指導課（人権）	
					教育委員会	総合教育センター	
19	6	4	「隠れたカリキュラム」に関する研究・啓発の推進	管理職や教職員への研修において、男女平等に関わる教育をはじめ、様々な人権教育研修を実施し、認識の深化と指導力の向上を図る。	教育委員会	学校指導課（人権）	
20	6	4	学校・家庭・地域が連携した啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆本市の学校教育の取組の重点を示す「学校教育の重点」に人権教育の推進について記載しており、保護者にもホームページなどを通じて、内容を周知している。 ◆PTA活動における取組の推進 人権月間におけるオンライン人権学習会、各PTA活動における研修会などにおいて、啓発活動を推進する。 	教育委員会	学校指導課（改革）	
					教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	
21	6	4	家庭教育講座の充実	今日的教育課題や学校・地域の実情に即したテーマを定めた学習会を実施する。	教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	

⑤ 性に関する多様な悩みを解決するための相談

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和4年度事業概要	所管局	課等	備考
22	6	5	男女共同参画センター「相談事業」	ウイングス京都において、男女の様々な悩みに関する相談を実施する。 （「一般相談（女性のための相談）」、「専門相談（女性への暴力相談、女性のための法律相談、男性のための相談、男性のためのDV電話相談）」）	文化市民局	共生社会推進室	再掲
23	6	5	京都市男女共同参画推進条例に基づく苦情・要望等処理制度の運用	京都市男女共同参画推進条例に基づく苦情・要望等処理制度により、性別による人権侵害と認められる行為や本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関する苦情や要望について、適切な処理を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	
24	6	5	京都市民法律相談	京都市民法律相談（夜間電話相談を含む）を消費生活総合センター及び区役所・支所で実施する。	文化市民局	消費生活総合センター	
25	6	5	消費生活相談体制の充実・強化	情報通信技術の高度化や、社会経済情勢の変化による消費者の多様化・複雑化に伴う相談内容の多様化・複雑化に的確に対応できる仕組みを整備し、消費者被害の救済について積極的に対応するとともに、トラブルに遭った際にすぐ相談できるよう、消費生活総合センターの認知度の向上に取り組む。	文化市民局	消費生活総合センター	
26	6	5	きょう ほんと あした ～くらしとこころの総合相談会～	様々な悩みを抱える市民に寄り添い、1つの会場でいずれかの相談員がお話を傾聴し、今後の暮らしやこころのあり方等を一緒に考える機会とする。 (1) 弁護士・司法書士によるくらしの相談 (2) 心理士によるこころの相談 (3) 僧侶によるいのちの相談 (4) 職場のメンタルヘルス相談（京都産業保健総合支援センター産業カウンセラー） (5) 保健師によるからだとこころの健康相談 (6) 自死遺族、遺族相談（自死遺族サポートチーム） ※ 一人につき概ね45分程度 ※ 相談無料	保健福祉局	こころの健康増進センター	
					保健福祉局	障害保健福祉推進室	
27	6	5	地域社会全体で取り組む自殺総合対策の推進	「きょう いのち ほんとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」に基づき、自殺予防週間及び自殺対策強化月間における重点的な普及啓発をはじめ、「きょう・こころ・ほんとでんわ」等の地域における相談体制を維持し、地域で気づきと見守りの中心的役割を担うゲートキーパーの養成等の様々な社会的要因を踏まえた総合的な自殺総合対策を推進し、家庭、学校、職場、民間団体等と連携した地域社会全体の取組として、自殺者数の減少を図る。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	
28	6	5	親と子のこころのほっとライン	子育てや親子の関係、友人関係、学校のこと等、様々な悩み直面しながら、身近に相談できる相手がなく、一人で悩んでいる「親」と「子」を対象に、研修を受けたボランティアが電話相談に当たり、子育て支援並びに子ども達の健全育成を図るとともに相談員の生涯学習に寄与する。（「親と子のこころの電話」と「子育てほっとダイヤル（こどもみらい館）」を統合し、令和2年4月1日から実施）	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
27	6	5	温もりのある地域づくり推進事業	隣のおばちゃんとして地域社会における支えとしての温もりの電話相談事業を運営する。（相談：生活の知恵、人間関係、子育てなど）	教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進担当	

施策の方針7 性に関する理解・尊重と、心と体の健康づくり

① 性に関する情報提供・相談

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和4年度事業概要	所管局	課等	備考
28	7	1	性感染症等の予防・相談	性感染症やエイズについての予防知識の普及啓発を実施する。	保健福祉局	医療衛生企画課	
29	7	1	性感染症・HIV（エイズ）の検査体制の充実	HIVや性感染症について不安のある方に対し、相談及び検査を実施する。 ◆平日検査（下京区役所1階（医療衛生コーナー）北側入り口） 週4回（火、水）（9：00～10：30） （月、金）（13：30～15：00） ◆夜間検査（下京区役所1階（医療衛生コーナー）北側入り口） 毎週木曜日（18：00～19：30） ◆土日検査（委託医療機関（入札により決定）） 土曜又は日曜のいずれか月4回	保健福祉局	医療衛生企画課	
30	7	1	青少年活動センターにおける啓発、居場所の提供の実施	南青少年活動センターにおいて、10代及び20代の若者を対象に性感染症予防やデートDVの予防のため啓発事業を行う。恋愛やセクシュアルヘルス課題について気軽に相談できる場所を提供する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	再掲
31	7	1	不妊・不育等相談事業	不妊・不育等に関する知識・情報の提供や、不妊・不育等に関する相談及び不妊・不育等に係る悩みを持つ方同士の交流会を実施する。 また、平成24年度に設置した電子メールによる相談サイト「にんしんホッとナビ」において、「10代の妊娠」や「望まない妊娠」又は不妊・不育等の妊娠に関する悩みについて、気軽に相談しやすいよう、メール相談を受け付けるほか、妊娠・出産に関する情報発信を実施する。併せて、当サイトに係る周知カードを、市内の関係機関や、薬局・薬店等に設置するとともに、各種イベント等で配布するなど、市民周知を徹底する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	

② 人権尊重の精神に基づく性教育の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和2年度事業概要	所管局	課等	備考
32	7	2	性に関する指導の推進	児童生徒に対して、その発達段階に応じて、人間の性に関する事柄、性行動に伴うリスクを正しく理解させるとともに、その基礎となる自尊感情や人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度等を育成し、人間としての生き方、家庭や社会の一員としてのあり方などについて十分に学ばせ、自他の生命や人格を尊重する態度を養うための性に関する指導を推進する。	教育委員会	体育健康教育室	再掲

③ 男女それぞれに特有な病気の予防対策

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和4年度事業概要	所管局	課等	備考
33	7	3	乳がん検診 子宮頸がん検診	40歳以上の女性市民（ただし、子宮頸がん検診は20歳以上）を対象に検診を実施する。（受診間隔は2年に1回）	保健福祉局	健康長寿企画課	
34	7	3	乳がん啓発活動の実施	専門医やNPO、企業、学生、行政等が連携して、乳がんの早期発見・早期治療を啓発する「ピンクリボン活動」に取り組んでおり、京都市もその活動に参画し、乳がん罹患に関するプレスト・アウェアネスの啓発や、乳がん検診の受診率の向上に努める。	保健福祉局	健康長寿企画課	
35	7	3	前立腺がん検診	50歳以上の男性市民を対象に検診を実施する。（受診間隔は2年に1回）	保健福祉局	健康長寿企画課	
36	7	3	がん検診推進事業	新たに対象年齢になる方（子宮頸がん：20歳、乳がん：40歳）に対して、本市のがん検診を無料で受診できる「無料クーポン券」を配布する。 また、国民健康保険加入全世帯に対して、「がん検診ガイド」を送付し、子宮頸がん検診、乳がん検診をはじめとした、各種がん検診の受診率の向上に努める。	保健福祉局	健康長寿企画課	

37	7	3	子宮頸がん予防接種	当該年度内に12歳～16歳となる女性を対象に、予防接種法その他の関係法令に基づき、子宮頸がん予防ワクチンの無料接種を実施する。 (ただし、国の勧告に基づき、令和2年2月1日現在積極的な接種勧奨を差し控えている。)	保健福祉局	医療衛生企画課	
38	7	3	子宮頸がん予防啓発活動の実施	京都新聞が実施する「女性のための健康づくりキャンペーン」に併せて、本市の子宮頸がん検診の広報や、専門医による子宮頸がんの早期検診・早期発見・早期治療のための普及啓発活動を実施する。	保健福祉局	健康長寿企画課	
39	7	3	骨密度測定の実施	地域のイベント等に向いて、骨密度測定を実施し、骨粗しょう症予防について普及・啓発を行う。	保健福祉局	健康長寿企画課	

④ ライフステージに応じた心身の健康の保持・増進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和4年度事業概要	所管局	課等	備考
40	7	4	こころの健康増進センターでの相談事業	医師、心理士、精神保健福祉士、精神保健福祉相談員等によるこころの健康に関する相談を実施する。(電話又は来所)	保健福祉局	こころの健康増進センター	
41	7	4	精神保健福祉相談	区役所・支所保健福祉センター障害保健福祉課において、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等によるこころの相談を実施する。	保健福祉局	こころの健康増進センター	
42	7	4	青年期健康診査	18歳から39歳までの市民で、会社等で健康診査を受ける機会のない方を対象に健康診査を実施する。	保健福祉局	健康長寿企画課	
43	7	4	スクールカウンセラーの全市立学校への配置	・全市立学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	教育委員会	生徒指導課	
44	7	4	心の健康に関する学校教育の取組	各学校において、体育科・保健体育科の授業の中で、心と体の関わりについて理解を深め、不安や悩み、ストレスに対処できる力を育む指導を学習指導要領に基づき実施する。	教育委員会	体育健康教育室	

⑤ 妊娠・出産期における健康管理の支援

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和4年度事業概要	所管局	課等	備考
45	7	5	成人・妊婦歯科相談	妊産婦及び18歳以上の市民を対象に、歯科医師・歯科衛生士による歯科健診・相談・指導を実施する。	保健福祉局	健康長寿企画課	
46	7	5	ふれあいファミリー食セミナー(プレママ・パパコース)	出産を控えた夫婦を対象に、妊娠期に必要な栄養の知識とそれらを日常の食生活で摂取する方法について、旬の食材や身近な食材を用い、調理実習を通じて学習する。	保健福祉局	健康長寿企画課	
47	7	5	風しん抗体検査	風しん予防対策の一環として協力医療機関において無料で抗体検査を実施する。	保健福祉局	医療衛生企画課	

48	7	5	風しん予防接種の一部公費負担の実施	風しん抗体検査の結果、抗体が十分でないと判定された、妊娠を希望する女性等を対象に、風しん予防接種の一部公費負担を実施する。（使用ワクチンはMR（麻しん風しん混合ワクチン））	保健福祉局	医療衛生企画課	
49	7	5	総合周産期母子医療センター運営助成	京都第一赤十字病院「総合周産期母子医療センター」の運営により赤字が生じた場合、その赤字額の補填に要する費用の一部について助成を行う。	保健福祉局	医療衛生企画課	
49	7	5	母子健康手帳	各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室及び京北出張所で母子健康手帳、妊産婦健康診査受診券綴及び予防接種受診券綴を交付する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
50	7	5	妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等対策	母子健康手帳の「妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）（疑）連絡票」によって届け出た妊産婦に対し、子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問指導を実施する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
51	7	5	妊産婦健康診査	母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査受診券綴を併せて交付し、妊娠期間中14回分の妊婦健康診査（多胎妊娠の場合は追加交付）及び産後概ね1箇月で行う産婦健康診査の受診について公費負担を行う。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
52	7	5	すくすく子育て情報発信事業	妊婦にやさしい環境づくりのシンボルマークである「マタニティ・マーク」を使用し、公共機関等において妊婦に対する社会的配慮についての普及啓発を行うほか、「マタニティ・マーク」を使用した「プレママバッジ」と妊娠中からの子育て情報をまとめた冊子「赤ちゃんといっしょ」を、母子健康手帳と併せて妊婦に交付する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
53	7	5	親子の健康づくり講座（プレママ・パパ教室・親子で楽しむ健康教室）	妊婦とその家族を対象として、先輩ママ・パパとの交流、育児・栄養・歯科保健等に関する講習等を実施する。 また、乳幼児とその保護者を対象として、乳幼児期からの生活習慣病対策、家族や地域ぐるみの健康づくり等を目的とし、「親子で楽しく学べる健康づくりプログラム」を活用した講習等を実施する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	

⑦ 乳幼児のすこやかな発育・発達の支援

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和4年度事業概要	所管局	課等	備考	
54		7	6	ふれあいファミリー食セミナー（すくすくコース・わんぱくコース）	◆すくすくコース 乳児の保護者を対象に、子どもの発達発育に合わせた離乳食の進め方等の講話、デモンストレーション、個別相談等を行う。 ◆わんぱくコース 幼児及びその保護者を対象に食材学習及び調理実習を行う。	保健福祉局	健康長寿企画課	
55		7	6	乳幼児歯科相談	0歳から就学前の乳幼児を対象に、歯科医師と歯科衛生士による歯科健診や相談・指導を実施する。（予約制）	保健福祉局	健康長寿企画課	
56		7	6	京都市急病診療所等の運営	休日等の初期救急医療に対応するため、急病診療所（小児科、内科、眼科、耳鼻咽喉科）（中京区）及び休日急病歯科診療所（中京区）を運営する。なお、平成29年度から、急病診療所の年始開業日を1月3日までに変更した。	保健福祉局	医療衛生企画課	
57		7	6	親子の健康づくり講座（親子で楽しむ健康教室）	乳幼児とその保護者を対象として、乳幼児期からの生活習慣病対策、家族や地域ぐるみの健康づくり等を目的とし、「親子で楽しく学べる健康づくりプログラム」を活用した講習等を実施する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
58		7	6	京（みやこ）あんしんこども館（子ども保健医療相談・事故防止センター）の運営	子どもの病気や発育といった育児における悩みや不安についての小児科医等による保健医療相談や、子どもの心肺蘇生講習会や自転車用ヘルメットとチャイルドシートの使用講習会の開催、家庭を再現したモデルルーム等を活用した子どもの事故防止の普及・啓発等を実施する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
59		7	6	親子すこやか教室	乳幼児健康診査等から把握した、子どもの発達や子育てに不安や悩みを感じ、心理的負担の強い保護者とその子どもを対象としてグループワークや交流を行う。集団活動の場を通じた体験の場を提供しながら継続的な支援を行うことで、乳幼児の健全な発育・発達の促進を図る。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
60		7	6	乳児健康診査 1歳6か月児健康診査, 3歳児健康診査	生後4箇月、8箇月、1歳6箇月、3歳の乳幼児を対象に、健康診査、保健指導を実施する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	

61	7	6	新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4箇月までの乳児のいる全ての家庭を子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問し、育児に必要な保健指導を行う。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
62	7	6	新生児聴覚検査費助成事業	先天性難聴の早期発見・早期療育のため、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
63	7	6	乳幼児関係者に対する救命講習の実施	乳幼児が事故等により呼吸や心臓が止まった時、救急車が到着するまでの間に、そばに居合わせた人による応急手当が実施できるよう心肺蘇生法等の救命講習を実施する。	消防局	技術指導課	